

公益社団法人沖縄県建築士会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び公益社団法人沖縄県建築士会定款(以下「定款」という。)第28条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第28条にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、平成30年6月7日より施行する。